

2 輸入申告等事項の訂正

(1) 輸入申告等事項の訂正

前記1(1)(輸入申告等事項の登録)により輸入申告等事項を登録した通関業者等が、システムに登録した輸入申告等事項を「輸入申告」業務(業務コード: IDC)による輸入申告等前に訂正する場合は、次による。

なお、登録済申告可能者においても輸入申告等事項を訂正することができる。

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告事項登録」業務(業務コード: IDA)を利用して、申告等番号、輸入申告等事項登録の際に登録した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

なお、貨物情報がシステムに登録されている場合は、前記1(1)イ(呼出しによらない方法)に準じて、システムに登録されている貨物情報を利用することができる。

ロ 呼出しによる方法

「輸入申告事項呼出し」業務(業務コード: IDB)を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されている輸入申告等事項の内容が、「輸入申告事項登録情報」等(※)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

※「輸入申告事項登録情報」等

- ・「輸入申告事項登録情報」(出力情報コード: SAD4192)
- ・「輸入(引取)申告事項登録情報」(出力情報コード: SAD4202)
- ・「輸入(引取・特例)申告事項登録情報」(出力情報コード: SAD4212)
- ・「蔵出等輸入申告事項登録情報」(出力情報コード: SAD4222)
- ・「蔵入等承認申請事項登録情報」(出力情報コード: SAD4232)
- ・「蔵出輸入(引取・特例)申告事項登録情報」(出力情報コード: SAD6252)

項目名 (入力画面)	内容
申告等番号 (「申告等番号」欄)	申告等番号を必須入力する。
申告等種別コード (「申告等種別」欄)	申告等種別を変更する場合は、申告等種別コードを入力する。
B/L番号/AWB番号(注) (「B/L番号/AWB番号」欄)	貨物情報を利用する場合は、該当するB/L番号を入力する(補完項目については、別紙2(補完項目)参照)。
一括申告等識別 (「一括申告等識別」欄)	入力を要しない。
電子インボイス受付番号 (「電子インボイス受付番号」欄)	入力を要しない。
共通管理番号 (「共通管理番号」欄)	入力を要しない。
輸入指示書番号 (「輸入指示書番号」欄)	入力を要しない。

(注) 登録されている貨物情報と共通の項目が貨物情報により上書きされる。

ただし、郵便物の場合は、貨物情報が登録されていても補完されない。

(2) 出力情報

前記(1) (輸入申告等事項の訂正) により、輸入申告等事項を訂正した場合は、通関業者等に前記1(2) (出力情報) の情報が配信される。

3 輸入申告等

(1) 輸入申告等

前記1(1) (輸入申告等事項の登録) により輸入申告等事項を登録した通関業者等は、当該登録(前記2(1) (輸入申告等事項の訂正) により訂正した場合は、当該訂正) による応答画面の出力内容又は前記1(2) (出力情報) で配信された情報(出力情報コードについては別紙3(入力控情報)参照)を利用して申告内容を審査のうえ、次により輸入申告等をシステムに登録する。

また、登録済申告可能者においても輸入申告等をシステムに登録することができる。

ただし、特例委託輸入(引取)申告及び特例委託輸入(引取・特例)申告については申告者が認定通関業者である必要がある。

輸入申告等の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を利用する方法

「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容								
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。								
申告条件コード (「申告条件」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>搬入時申告</td><td>I</td></tr><tr><td>開庁時申告</td><td>K</td></tr><tr><td>通常申告</td><td>(入力しない。)</td></tr></tbody></table>	区 分	コード	搬入時申告	I	開庁時申告	K	通常申告	(入力しない。)
区 分	コード								
搬入時申告	I								
開庁時申告	K								
通常申告	(入力しない。)								

(イ) 搬入時申告(申告条件コード:「I」)(システム参加保税地域で通関する場合に限る。)

「申告条件」欄に「I」(搬入時申告)を入力し送信した場合は、通関予定蔵置場(分散蔵置の場合は蔵置官署の同一税関が管轄する保税地域)において以下の業務により船卸確認登録又は搬入確認登録がされた時に輸入申告等がシステムにより自動起動する(なお、以下この章において次の業務をについて、「船卸確認登録(個別)」業務(業務コード: PKK)等という。)

- ・「船卸確認登録(個別)」業務(業務コード: PKK)
- ・「船卸確認登録(一括)」業務(業務コード: PKI)

・「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：B I A）

ただし、次の場合は自動起動が正常に行われないことから留意すること。

A 開庁時間外における搬入確認登録

貨物の搬入確認登録が輸入申告等先官署の開庁時間外に行われた場合で、かつ、当該時間帯に係る時間外執務要請届の提出が行われていない場合は、システムにより自動的に開庁時申告（後記(ロ)（開庁時申告（申告条件コード：「K」））参照）への付替処理が行われる。

この場合において、後記(ロ)（開庁時申告）による自動起動を待たずに輸入申告等を行うときは、輸入申告等先官署に対し時間外執務要請届の提出を行った後、後記(ハ)（通常申告）により行う。当該届出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節（時間外執務要請届）を参照すること（以下この節において同じ。）。

B 事故貨物

倉主等によるシステムへの搬入確認の際、「事故貨物」欄に税関届出を要する旨が入力された場合は、輸入申告等が自動起動しないことから、税関（保税担当部門）による事故確認を受けた後、改めて輸入申告等を行う。

C 輸入申告等事項の訂正

輸入申告等がシステムにより自動起動する前に、前記2(1)（輸入申告等事項の訂正）により輸入申告等事項を訂正した場合は、搬入時申告の旨が取り消されることから、改めて輸入申告等を行う。

D 分散蔵置における一部貨物のみの搬入

分散蔵置において、申告貨物の保税蔵置場への搬入時に次の条件を満たさない場合は、システムにより自動起動するもののシステム処理上エラーとなる。この場合においては、同一申告の別貨物（未搬入分）が他の保税地域に搬入された時に改めて自動起動し、次の条件を全て満たしたときは正常に処理される。

(A) 申告貨物の全量が蔵置官署と同一の税関に属する税関官署が管轄する蔵置場に搬入されていること。

(B) 通関予定蔵置場（「通関予定蔵置場コード」に入力した保税地域）に一部でも蔵置されていること。

（注）通関予定蔵置場以外の保税地域であっても、蔵置官署と同一の税関に属する税関官署が管轄する保税地域であれば輸入申告等が起動することとなることから留意すること。

(ロ) 開庁時申告（申告条件コード：「K」）

「申告条件」欄に「K」（開庁時申告）を入力し送信した場合は、登録後最初に到来する午前8時30分以降に輸入申告等がシステムにより自動的に起動する（ただし、行政機関の休日である場合（休日に開庁している官署である場合を含む。）は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。）。

また、開庁時申告の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間（輸出入通関業務に係る開庁時間）以外の時刻においてのみ可能である。したがって、輸入申告等先官署について、上記自動起動する時刻までに開庁時間外となる時間がない場合は、開庁時申告を登録することはできない。

なお、輸入申告等がシステムにより自動起動する前に、前記2(1)(輸入申告等事項の訂正)による訂正を行った場合は、開庁時申告の旨が取り消されることから、改めて輸入申告等を行う。

(ハ) 通常申告

申告条件を入力することなく「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を実施することにより、直ちに輸入申告等を行うことになる。

なお、輸入申告等を輸入申告等先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

ロ 「輸入申告事項登録」業務(業務コード: IDA)の応答画面を利用する方法

前記1(1)(輸入申告等事項の登録)(前記2(1)(輸入申告等事項の訂正)により訂正した場合は、当該訂正)により輸入申告等事項を登録した場合は、前記1(2)(出力情報)で配信された情報(出力情報コードについては別紙3(入力控情報)参照)が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、送信する。

なお必要に応じて申告条件コードを入力する。申告条件コードの入力については、前記イ(「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を利用する方法)に準ずる。

◎ 留意事項

① 輸入申告等の登録に際しては、当該申告等に係る貨物情報がシステムに登録されている必要がある。ただし、以下の場合を除く。

- ・郵便物についての申告
- ・蔵入承認貨物の貨物管理を行わない保税蔵置場に蔵置された貨物に係る再蔵入承認申請又は蔵出輸入申告(蔵出輸入(引取・特例)を含む。)
- ・再移入承認申請、再総保入承認申請、移出輸入申告又は総保出輸入申告

② 「コンテナ扱い本数」を貨物情報と一致させる必要がある。

(2) 輸入申告等の受理及び通知

前記(1)(輸入申告等の登録)により輸入申告等が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されてそれぞれ配信される。

審査検査区分識別コードの詳細については、税関手続関連(共通編)-共通手続-第4章(照会関係手続)付表3-4-1(IID「輸入申告等照会情報」出力事項)参照。

審査区分	審査区分コード
簡易審査扱い	1
簡易審査扱い(保留中)	*1
書類審査扱い	2
検査扱い	3

イ 審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合

(イ) 輸入許可等の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入許可通知情報 (注1)	別紙4(許可・承認通知情報)参照	「申告等種別*」欄に「C」(輸入申告(申告納税))又は「F」(輸入申告(賦課課税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合。	通関業者等 輸入取引者 輸入者 (注2)
蔵出輸入許可通知情報(注1)		「申告等種別*」欄に「K」(蔵出輸入申告(申告納税))又は「D」(蔵出輸入申告(賦課課税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合。	
移出輸入許可通知情報(注1)		「申告等種別*」欄に「U」(移出輸入申告(申告納税))又は「L」(移出輸入申告(賦課課税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合。	
総保出輸入許可通知情報(注1)		「申告等種別*」欄に「B」(総保出輸入申告(申告納税))又は「E」(総保出輸入申告(賦課課税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合。	
輸入許可前貨物引取承認通知情報(注1)		「申告等種別*」欄に「C」(輸入申告(申告納税))を入力し、かつ、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
蔵出輸入許可前貨物引取承認通知情報(注1)		「申告等種別*」欄に「K」(蔵出輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
移出輸入許可前貨物引取承認通知情報(注1)		「申告等種別*」欄に「U」(移出輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
総保出輸入許可前貨物引取承認通知情報(注1)		「申告等種別*」欄に「B」(総保出輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
蔵入承認通知情報 (併せ運送兼用/ 併せ運送兼用なし) (注1)		「申告等種別*」欄に「S」(蔵入承認申請)を入力した場合。	
移入承認通知情報 (併せ運送兼用/ 併せ運送兼用なし) (注1)		「申告等種別*」欄に「M」(移入承認申請)を入力した場合。	
総保入承認通知情報(併せ運送兼用/ 併せ運送兼用なし)	「申告等種別*」欄に「A」(総保入承認申請)を入力した場合。		

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
併せ運送兼用なし (注1)		「申告等種別*」欄に「G」(展示等申告)を入力した場合。 「申告等種別*」欄に「H」(輸入(引取)申告)、「N」(特例委託輸入(引取)申告)、「J」(輸入(引取・特例)申告)又は「P」(特例委託輸入(引取・特例)申告)を入力した場合。 「申告先種別*」欄に「R」(蔵出輸入(引取・特例)申告)を入力した場合。	
展示等承認通知情報 (併せ運送兼用/ 併せ運送兼用なし) (注1)			
輸入(引取)許可通知情報(注1)			
蔵出輸入(引取)許可通知情報(注1)			
リアルタイム口座振替完了通知情報	CAF6151	次の条件を全て満たす場合。 ① 納付方法がリアルタイム口座振替である。 ② 配信する旨がシステムに登録されている。	通関業者等
許可・承認貨物(輸入)情報	SAD4311	予備申告(貨物到着時自動起動)又は貨物到着前輸入申告扱いでない場合。	通関蔵置場(注3)
許可・承認貨物(U)情報	SAD4321	予備申告(貨物到着時自動起動)の場合。	コンテナオペレーション会社
		貨物到着前輸入申告扱いの場合。	コンテナオペレーション会社 混載仕分けを行う保税地域
併せ運送通知情報	SAD4391	併せ運送兼用の場合。	蔵入等先保税地域(注4)
蔵入等承認貨物運送情報	SAD4381	併せ運送兼用の場合。	税関 (保税担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
関税割当裏落内容 確認結果通知情報	CAD0271	「輸入承認証等」欄左に「KANS」 (関税割当証明書番号(システム)) を入力した場合。	関税割当裏落 内容の仮登録 者(注5) 関税割当証明 書の交付を受 けた者 (注6)
原産地証明書情報 登録通知情報	CAD0490	「輸入承認証等」欄左に「GENS」 又は「GENN」(原産地証明書番号 等)を入力した場合。	税関 (通関担当部 門)
原産地証明書情報 確認結果通知情報	CAD0510	「輸入承認証等」欄左に「GENS」 又は「GENN」(原産地証明書番号 等)を入力した場合。	原産地証明書 内取内容の仮 登録者(注7)
減免戻し税等明細 書通知情報(標本・ 学術研究用品等、寄 贈物品免税明細書 /T-1220号)	CAD0600	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」 (減免戻し税等明細書番号等)を入力 した場合。	通関業等(注 8) 税関 (通関担当部 門)
減免戻し税等明細 書通知情報(博覧会 等における使用物 品免税明細書/T- 1240号)	CAD0610	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」 (減免戻し税等明細書番号等)を入力 した場合。	通関業等(注 8) 税関 (通関担当部 門)
減免戻し税等明細 書通知情報(機械類 等免税明細書/T- 1270号)	CAD0620	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」 (減免戻し税等明細書番号等)を入力 した場合。	通関業等(注 8) 税関 (通関担当部 門)
減免戻し税等明細 書通知情報(自動車 等の引越荷物免税 申請書/T-1280号)	CAD0630	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」 (減免戻し税等明細書番号等)を入力 した場合。	通関業等(注 8) 税関 (通関担当部 門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
減免戻し税等明細書通知情報(再輸出貨物減免税明細書/T-1340号)	CAD0640	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注8) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(軽減税率等適用明細書/T-1670号)	CAD0650	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注8) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書/T-1100号)	CAD0660	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注8) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(製造用原料品譲許の便益の適用明細書/P-1100号)	CAD0670	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注8) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書/T-1220号)	CAD1250	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(博覧会等における使用物品免税明細書/T-1240号)	CAD1260	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(機械類等免税明細書/T-1270号)	CAD1270	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(自動車等の引越荷物免税申請書/T-1280号)	CAD1280	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(再輸出貨物減免税明細書/T-1340号)	CAD1290	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(軽減税率等適用明細書/T-1670号)	CAD1300	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書/T-1100号)	CAD1310	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(製造用原料品譲許の便益の適用明細書/P-1100号)	CAD1320	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)

(注1) 以下この節において「輸入許可等情報」といい、出力帳票を「輸入許可等通知書」という。

(注2) ① 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② 輸入取引者には「輸入取引者」欄に入力した場合に配信される。

(注3) ① 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② 最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB/L番号が登録されているときは配信されない。

(注4) ① 到着確認用を除く。

② 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注5) 関税割当裏落内容の仮登録者と関税割当証明書内容の登録者が異なる場合は、関税割当証明書内容の登録者にも配信される。

(注6) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。また、関税割当証明書の交付を

受けた者が関税割当証明書内容の登録者である場合は1部のみ配信される。

(注7) 原産地証明書内取内容の仮登録者と輸入申告業務の入力者が異なる場合は、輸入申告業務の入力者にも配信される。

(注8) 輸入申告の申告者(「輸入申告(IDC)」業務の入力者)と減免戻し税等明細書登録(GKA)業務の入力者が異なる場合には、両方に出力する。

(ロ) 輸入許可等以外の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入申告控情報 (注1)	別紙5(申告(変更)控情報)参照	「申告等種別*」欄に「C」(輸入申告(申告納税))又は「F」(輸入申告(賦課課税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合(注2)。	通関業者等
蔵出輸入申告控情報(注1)		「申告等種別*」欄に「K」(蔵出輸入申告(申告納税))又は「D」(蔵出輸入申告(賦課課税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合(注2)。	
移出輸入申告控情報(注1)		「申告等種別*」欄に「U」(移出輸入申告(申告納税))又は「L」(移出輸入申告(賦課課税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合(注2)。	
総保出輸入申告控情報(注1)		「申告等種別*」欄に「B」(総保出輸入申告(申告納税))又は「E」(総保出輸入申告(賦課課税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合(注2)。	
輸入許可前貨物引取承認申請控情報(注1)		「申告等種別*」欄に「C」(輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
蔵出輸入許可前貨物引取承認申請控情報(注1)		「申告等種別*」欄に「K」(蔵出輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
移出輸入許可前貨物引取承認申請控情報(注1)		「申告等種別*」欄に「U」(移出輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
総保出輸入許可前貨物引取承認申請控情報(注1)		「申告等種別*」欄に「B」(総保出輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
蔵入承認申請控 情報（注1）		「申告等種別*」欄に「S」（蔵入承認申請）を入力した場合。	
移入承認申請控 情報（注1）		「申告等種別*」欄に「M」（移入承認申請）を入力した場合。	
総保入承認申請 控情報（注1）		「申告等種別*」欄に「A」（総保入承認申請）を入力した場合。	
展示等申告控情 報（注1）		「申告等種別*」欄に「G」（展示等申告）を入力した場合。	
輸入（引取）申告 控情報（注1）		「申告等種別*」欄に「H」（輸入（引取）申告）、「N」（特例委託輸入（引取）申告）、「J」（輸入（引取・特例）申告）又は「P」（特例委託輸入（引取・特例）申告）を入力した場合。	
蔵出輸入（引取） 申告控情報（注 1）		「申告等種別*」欄に「R」（蔵出輸入（引取・特例）申告）を入力した場合。	
口座使用不可通 知情報	SAF0211	リアルタイム口座振替による納税を選択したものの、口座引落とし残高が不足している場合。	
担保不足通知 情報	SAF0221	担保が必要な申告（例えば、納期限延長方式による納税を選択した場合等）で担保残高が不足している場合。	
他法令未済等 確認情報	SAD4372	システムを使用して他法令に係る許可又は承認等の証明を行う場合で、当該証明に係る確認がシステムにより行われていない場合。（事後の処理は、この節7(2)（輸入申告等に係る処理）により行う。）	
口座引落予定額 等通知情報（注 3）	SAF0040	「納付方法」欄に次のいずれかのコードを入力した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・「E」（リアルタイム口座振替（口座振替前に通関業者等に税額等を通知する場合）） ・「S」（リアルタイム口座振替（口座振替前に通関業者及び輸入者に税額等を通知する場合）） 	

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
納付書情報 (直納)	SAF0010	次の条件を全て満たす場合。 ① 納付方法が直納であること。 ② 申告納税方式であること。 ③ 納付すべき税額があること。 ④ 包括納期限延長でないこと。	
納税告知書情報	CAF0030	次の条件を全て満たす場合。 ① 賦課課税申告であること。 ② 納付すべき税額があること。	税関 (収納担当部門)
納付番号通知 情報	SAF0021	次の条件を全て満たす場合。 ① 納付方法がMPN利用であること。 ② 納付すべき税額があること。 ③ 一括納付対象でないこと。	【申告納税方式】 通関業者、輸入者 又は輸入取引者の いずれか(注4) 【賦課課税方式】 税関 (収納担当部門)
関税割当裏落内 容確認結果通知 情報	CAD0271	次の条件を全て満たす場合。 ① 「輸入承認証等」欄左に「KANS」 (関税割当証明書番号(システム))を入力したこと。 ② 審査区分が「1」(簡易審査扱い) であること。	関税割当裏落内容 の仮登録者(注5) (注6)
原産地証明書情 報登録通知情報	CAD0490	「輸入承認証等」欄左に「GENS」 又は「GENN」(原産地証明書番号等) を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明 細書通知情報 (標本・学術研究 用品等、寄贈物 品免税明細書 /T-1220号)	CAD0600	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」 (減免戻し税等明細書番号等)を入力し た場合。	通関業等(注7) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明 細書通知情報 (博覧会等にお ける使用物品免 税明細書/T- 1240号)	CAD0610	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」 (減免戻し税等明細書番号等)を入力し た場合。	通関業等(注7) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明 細書通知情報 (機械類等免税	CAD0620	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」 (減免戻し税等明細書番号等)を入力し た場合。	通関業等(注7) 税関 (通関担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
明細書 /T-1270号)			
減免戻し税等明細書通知情報 (自動車等の引越荷物免税申請書/T-1280号)	CAD0630	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注7) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (再輸出貨物減免税明細書/T-1340号)	CAD0640	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注7) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (軽減税率等適用明細書/T-1670号)	CAD0650	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注7) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書/T-1100号)	CAD0660	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注7) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (製造用原料品譲許の便益の適用明細書/P-1100号)	CAD0670	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注7) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書/T-1220号)	CAD1250	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署)	CAD1260	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
(博覧会等における使用物品免税明細書/T-1240号)			
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (機械類等免税明細書/T-1270号)	CAD1270	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (自動車等の引越荷物免税申請書/T-1280号)	CAD1280	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (再輸出貨物減免税明細書/T-1340号)	CAD1290	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (軽減税率等適用明細書/T-1670号)	CAD1300	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書/T-1100号)	CAD1310	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (保税監督担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (製造用原料品)	CAD1320	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (保税監督担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
譲許の便益の適用明細書 /P-1100 号)			

(注1) 以下この節において「輸入申告等控情報」といい、出力帳票を「輸入申告等控」という。

(注2) 「納付方法」欄に以下のいずれかを入力した場合においても出力されるので留意すること。

- ・「E」 (リアルタイム口座振替 (口座振替前に通関業者等に税額等を通知する場合))
- ・「S」 (リアルタイム口座振替 (口座振替前に通関業者及び輸入者に税額等を通知する場合))

(注3) ① 他法令未済等により保留となっている場合は保留解除後に配信される。

② 配信後は「リアルタイム口座引落とし依頼」業務 (業務コード: ROW) によりリアルタイム口座振替を行う必要があるので留意すること (税関手続関連 (共通編) -共通手続-第3章第1節4 (リアルタイム口座振替による納税) 参照)。

(注4) ① 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② 配信先が重複した場合は、次のイ、ロ、ハの順で配信される。

- イ 輸入取引者
- ロ 輸入者
- ハ 通関業者等

(注5) 関税割当裏落内容の仮登録者と関税割当証明書内容の登録者が異なる場合は、関税割当証明書内容の登録者にも配信される。

(注6) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。また、関税割当証明書の交付を受けた者が関税割当証明書内容の登録者である場合は1部のみ配信される。

(注7) 輸入申告の申告者 (「輸入申告 (IDC)」業務の入力者) と減免戻し税等明細書登録 (GKA) 業務の入力者が異なる場合には、両方に出力する。

ロ 審査区分が「2」 (書類審査扱い) 又は「3」 (検査扱い) の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入申告等控情報	別紙5 (申告 (変更) 控情報) 参照	前記イ(ロ) (輸入許可等以外の場合) を参照すること。	通関業者等
減免戻し税等明細書通知情報 (標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書 /T-1220 号)	CAD0600	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」 (減免戻し税等明細書番号等) を入力した場合。	通関業等 (注) 税関 (通関担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
減免戻し税等明細書通知情報 (博覧会等における使用物品免税明細書/T-1240号)	CAD0610	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (機械類等免税明細書/T-1270号)	CAD0620	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (自動車等の引越荷物免税申請書/T-1280号)	CAD0630	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (再輸出貨物減免税明細書/T-1340号)	CAD0640	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書/T-1220号)	CAD1250	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (博覧会等における使用物品免税明細書/T-1240号)	CAD1260	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (機械類等免税	CAD1270	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
明細書 /T-1270号)			
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (自動車等の引越荷物免税申請書/T-1280号)	CAD1280	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (再輸出貨物減免税明細書/T-1340号)	CAD1290	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (軽減税率等適用明細書/T-1670号)	CAD1300	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (事後確認担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書/T-1100号)	CAD1310	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (保税監督担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報 (使用場所官署) (製造用原料品譲許の便益の適用明細書/P-1100号)	CAD1320	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (保税監督担当部門)

(注) 輸入申告の申告者(「輸入申告(IDC)」業務の入力者)と減免戻し税等明細書登録(GKA)業務の入力者が異なる場合には、両方に出力する。

(3) 輸入申告等に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出

前記(2) (輸入申告等の受理及び通知) により輸入申告等が受理され、審査区分として「1」(簡易審査扱い) が付与された場合であって、システム通達第5章第1節1-3の2(運送先が複数箇所ある場合における運送先情報の提出) に規定する場合若しくは同節1-4(輸入申告時の関係書類等の提出)(2)のただし書に規定する場合又は審査区分として「2」(書類審査扱い) 若しくは「3」(検査扱い) が付与された場合に限り、次により「輸入申告に係る運送先一覧表」(税関様式C第5021号、第5022号又は第5023号)(以下この章において「運送先一覧表」という。)及び関係書類等を提出する。

なお、関係書類等について、後記ニ(電子ファイルによる提出)の方法により電子ファイルで提出可能であるものの、原本性の確認が必要な書類等が存在する場合には、輸入申告等控及び輸入許可通知書の「区分」欄の4桁目に、次の「原紙提出要のコード」が出力されるので参考とすること。

- ・「T」: 審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「G」: 許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「M」: 原本性の確認が必要な書類等が審査時に必要なものと許可後に必要なものが混在している場合

また、審査区分として「1」(簡易審査扱い) が付与された場合であって、前記の原紙提出要のコード(「T」、「G」又は「M」)を表示する判定基準に当たらないものの運送先一覧表及び関係書類の提出を要する場合は、輸入申告等控及び輸入許可等通知書の「区分」欄の4桁目に書類提出要のコード「Y」が表示されることから参考とすること。

※ 前記1(1)(輸入申告等事項の登録)の入力に誤りがあった場合は「T」、「G」、「M」又は「Y」が正しく表示されないこともあるため留意すること。

※ 蔵入承認申請時、移入承認申請時、総保入承認申請時、展示等申告時においては、「G」表示でも原紙提出不要な場合もあるため留意すること。(例) 関税割当証明書

※ 運送先一覧表及び関係書類の提出を要しない輸入申告等について運送先一覧表及び関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。

イ 提出期限

運送先一覧表については、税関により輸入申告等の審査終了がシステムに登録されるまで(審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合は許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。))。

関係書類については、輸入申告等の日(審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合は許可の日)の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。))。

ただし、「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が表示された輸入申告等で、後記ニ(電子ファイルによる提出)の方法により電子ファイルで関係書類等を提出する場合において、原本性の確認が必要な書類等については、次の期間内に提出又は提示すること。

- ・「T」又は「M」: 税関により審査終了がシステムに登録されるまで。
- ・「G」: 輸入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)

ロ 提出書類

(イ) 輸入申告等控

次のいずれかに該当するときは、2部提出する。

- A 有税品の場合で、関税率表1品目に対する税額が300万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円）以上のもの。
- B 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの。

(ロ) 申告に係る運送先一覧表及び関係書類

運送先一覧表については原則として後記ニ（電子ファイルによる提出）により提出する。

関係書類については、輸入申告の内容を確認するために必要な書類、関税についての条約の特別の規定による便益を適用するために必要な書類及び関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において同様。）に申告等番号、申告等年月日、輸入申告等先官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「輸入申告番号等」という。）を付記し提出する。

なお、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第5節（インボイス・パッキングリスト情報関係手続）により、インボイス・パッキングリスト情報がシステムに登録されている場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると税関が認める場合を除き、これらの書類の提出を要しない。

ハ 提出先

輸入申告等を行った税関（通関担当部門）

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ(ロ)（申告に係る運送先一覧表及び関係書類）に定める運送先一覧表及び関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。この場合、輸入申告等控の提出を要しない。

なお、自由化申告においては、下記の場合を除き、電子ファイルにより提出する必要があるので留意すること。

- ① 運送先一覧表及び関係書類の電子データのファイル数及び容量の合計がシステムを使用して電子的に提出可能なファイル数及び容量制限を超過している場合。
- ② 税関による申告の審査のために特定の関係書類の原本を税関に提出する場合（「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が出力された場合。）。
- ③ 電気通信回線の故障、天災又はシステムの稼働停止等があった場合。

(4) 検査貨物の運搬等

前記(2)（輸入申告等の受理及び通知）により輸入申告等が受理され、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された輸入申告等に係る貨物について、税関により、検査指定、運送指示又は検査取止めがシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

検査等区分として「区分」欄の3桁目に「K」（検査場検査）又は「M」（見本確認）が付与された場合は、配信された検査指定情報を利用し、関税法基本通達67-3-11（検査貨物の指定等）の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運送等を行う。

なお、通関業者等に配信される情報を税関に配信したい場合は、税関に申し出ること。

イ 検査指定された場合

- (イ) システムを使用した申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報	SAD4871	R：現場検査 K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認 H：本船検査 V：ふ中検査	検査指定票 (申告書用)	税関(通関担当 部門又は監視 担当部門)
	SAD4881	R：現場検査 H：本船検査 V：ふ中検査	検査指定票 (倉主等用)	通関業者等 (注1) 検査立会者(注 1)(注2) 通関蔵置場 (注3)(注4)
	SAD4891	K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認	検査指定票 (運搬・倉主等用)	通関業者等 (注1) 検査立会者(注 1)(注2)
	SAD4901		検査指定票 (倉主等用)	通関蔵置場 (注2)

(注1) 検査指定の際に税関へ配信する旨の登録が行われた場合は、通関業者等及び検査立会者に配信されず、税関に配信される。

(注2) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(注3) ① 一括申告及び1件の申告が複数B/Lの場合は、配信されない(郵便物の場合は除く)。

② 到着即時輸入申告扱いの場合は、コンテナオペレーション会社あてに配信される。貨物到着前申告の場合は配信されない。

(注4) 本船検査及びふ中検査の場合は、配信されない。

(㊦) 書面による申告又は申請の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報 (マニュアル申告)	SAD4941	R：現場検査 K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認 H：本船検査 V：ふ中検査	検査指定票 (申告書用)	税関(通関担当部 門又は監視担当 部門)
	SAD4951	R：現場検査 H：本船検査 V：ふ中検査	検査指定票 (倉主等用)	税関(通関担当部 門又は監視担当 部門)(注1) 蔵置場(注2)

	SAD4961	K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認	検査指定票 (運搬・倉主等 用)	税関(通関担当部 門又は監視担当 部門) (注1)
	SAD4971		検査指定票 (倉主等用)	蔵置場

(注1) 税関用と通関業者用の2通が配信される。

(注2) 本船検査及びふ中検査の場合は、配信されない。

ロ 税関により運送指示された場合

税関の検査場から通関予定蔵置場以外の保税地域に転送する必要が生じた申告(コンテナ扱いのものに限る。)について、税関により運送指定がシステムに登録された場合に、次の情報がそれぞれ配信される。

なお、1件の申告のうち一部の貨物について検査され、通関予定蔵置場に蔵置している検査が実施されていない貨物についても前記の転送先の保税地域に運送する場合、搬入後、「通関予定蔵置場コード」、「コンテナ扱い本数」を変更する必要があることから留意すること(申告後の変更については、後記4(輸入申告等変更事項の登録)参照すること。)

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
運送指定情報	SAD4921	U：運送指示	運送指定票 (申告書用)	税関(通関担当部門 又は監視担当部門)
	SAD4931		運送指定票	通関業者等 通関蔵置場 (注) 運送先蔵置場 検査立会者

(注) ① 一括申告及び1件の申告で複数B/Lの場合は、配信されない。

② 到着即時輸入申告扱いの場合は、コンテナオペレーション会社あてに配信される。

貨物到着前申告の場合は、配信されない。

ハ 検査取止めされた場合

(イ) システム申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査取止情報	SAD4911	T：検査取止 2：区分変更 (書類)	検査取止票	通関業者等 検査立会者 通関蔵置場 (注)

(注) ① 検査指定済みの場合で、税関が検査取止めを行った場合に限る。

② 一括申告及び1件の申告で複数B/Lの場合は、配信されない(郵便物の場合を除く。)

③ 本船検査及びふ中検査の場合は、配信されない。

④ 到着即時輸入申告扱いの場合は、コンテナオペレーション会社あてに配信される。

(ロ) 書面による申告の場合(検査指定済みの場合で、税関が検査取止めを行う場合)

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
------	---------	-------	--------	-----

検査指定情報 (マニュアル申告)	SAD4981	T:検査取止	検査取止票	税関(通関担当部門又は監視担当部門) (注1)
				蔵置場(注2)

(注1) 通関業者用が税関に配信される。

(注2) 本船検査及びふ中検査の場合は、配信されない。

(5) 輸入申告等後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1)(輸入申告等)により輸入申告等が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は次による。

イ 「検査立会者登録」業務(業務コード:ATI)の実施

通関業者等は「検査立会者登録」業務(業務コード:ATI)を利用して次の事項を入力し、送信する。

項目名 (入力画面)	内容						
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。						
処理種別 (「処理種別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録・変更</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取消し</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	登録・変更	A	取消し	C
区 分	コード						
登録・変更	A						
取消し	C						
検査立会者 (「検査立会者」欄)	(1) 登録又は変更の場合は検査立会者の利用者コードを入力する。 (2) 取消しの場合は入力しない。						

ロ 出力情報

前記イ(「検査立会者登録」業務(業務コード:ATI)の実施)により、検査立会者がシステムに登録、変更又は取消しされた場合は、検査立会者に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	出力条件
検査指定情報	SAD4881	R:現場検査 H:本船検査 V:ふ中検査	検査指定票 (倉主等用)	登録又は変更の場合であって、既に税関により検査指定がされている場合
	SAD4891	K:検査場検査 X:大型X線検査 M:見本確認	検査指定票 (運搬・倉主等用)	
検査立会者取消通知(注)	SAD6330		検査立会者取消通知	変更又は取消しの場合

(注) 当初の検査立会者に配信される。

4 輸入申告等変更事項の登録

前記3(1)(輸入申告等の登録)により輸入申告等を登録した通関業者等が、当該登録後、輸入申告等に係る許可等までの間(税額に関する事項を変更する場合は、変更前における関税等の納付(リアルタイム口座振替による納税の場合にあつては、口座からの引落とし)までの間)に、関税法第7条の14第2項(修正申告)又は第7条の16第4項ただし書(更正及び決定)の規定に基づき輸入申告等を変更する場合又はその他輸入申告等に誤りがあるため輸入申告等を変更する必要がある場合は、あらかじめ輸入申告等を行った税関(通関担当部門)の了承を得たうえで、後記(1)(輸入申告等変更事項の登録)により、輸入申告等に係る変更事項を登録する。

なお、登録した変更事項については、「輸入申告変更」業務(業務コード:IDE)を実施するまでの間、後記(1)(輸入申告等変更事項の登録)により訂正することができる。

◎ 留意事項

- ① 当該変更は、同一輸入申告について最大9回までシステムを使用して行うことが可能であるが、9回を超える変更については、この章第5節4(輸入申告等の手作業移行)により手作業移行を行うこと。
- ② 納税方式の変更を行う場合の手続は、税関手続関連(共通編)-共通手続-第3章第1節7(納税方式等の変更)による。
- ③ 輸入申告等後に検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は前記3(5)(輸入申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し)により実施すること。
- ④ 次の変更不可の項目については変更することができないことから、税関(通関担当部門)へ輸入申告等を変更する旨を申し出て、輸入申告等をこの章第5節3(輸入申告等の撤回)により撤回し、再度輸入申告等を行うこととなることから留意すること。

○: 変更可、×: 変更不可、-: 対象外

項番	条件	輸入申告等後	予備申告済み本申告前	BP承認後	本船扱い又はふ中扱い承認後の輸入申告等後
	項目名				
1	申告等種別コード	×	×	×	×
2	申告貨物識別	×(注1)	×(注1)	×(注1)	×(注1)
3	あて先官署コード	×	×	×	×
4	あて先部門コード	×	○	○	×
5	輸入者コード	×(注2)	×(注2)	×	×(注2)
6	輸入者名	×	×	×	×
7	通関予定蔵置場コード	○(注3) (注4) (注5)	○(注4) (注7)	×	×
8	一括申告等識別	○	○	×	×
9	申告等予定者コード	×	×	×	×

項番	条件	輸入申告等後	予備申告済み本申告前	B P 承認後	本船扱い又はふ中扱い承認後の輸入申告等後
	項目名				
10	輸入取引者コード	×	×	×	×
11	B / L 番号 / AWB 番号	○	○	×	×
12	積載船舶コード	○	○	×	×
13	積載船 (機) 名	○	○	×	×
14	共通管理番号	○	○	×	○
15	食品衛生証明識別	○	○	×	○
16	植物防疫証明識別	○	○	×	○
17	動物検疫証明識別	○	○	×	○
18	インボイス識別	○	○	× (注 6)	○
19	電子インボイス受付番号	○	○	×	○
20	B P 申請事由コード	○	○	×	○
21	担保登録番号	○	○	×	○

(注 1) 郵便物の申告貨物識別 (「E」(EMS)、「H」(航空郵便物)、「M」(海上郵便物) 及び「U」(SAL)) 間での変更又は郵便物以外の申告貨物識別 (「L」(外交官貨物) 及び「X」(MDA 貨物)) 間で変更することができる。

(注 2) 輸出入者コードを有さない輸入者から輸出入者コードを有する輸入者へ変更することができる。

(注 3) 同一税関官署が管轄する保税地域であれば変更することができる。

なお、自由化申告においては、同一税関内であれば当初の蔵置官署と異なる官署が管轄する保税地域に変更することができる。

ただし、既に検査指定を受けている場合に、当該変更を行った場合は、後記 5 (輸入申告等変更) により、当該検査指定の取消しが行われるので留意すること。

(注 4) 予備申告 (税関空港で貨物引取時自動起動) に係る通関予定蔵置場コードから貨物到着前輸入申告扱いに係る通関予定蔵置場コードへの変更又はその逆への変更はできない。

(注 5) 本船扱い又はふ中扱いに対応するコードへの変更はできない。

(注 6) 「仕入書識別*」欄に入力していない場合又は「A」(インボイス) 若しくは「B」(インボイスに代わる書類) を入力していた場合については、「A」(インボイス) 又は「B」(インボイスに代わる書類) に変更することができる。

(注 7) 同一税関官署が管轄する保税地域であれば変更することができる。

なお、自由化申告においては、同一税関内に限らず当初の蔵置官署と異なる官署が管轄する保税地域に変更することができる。

ただし、既に検査指定を受けている場合に、当該変更を行った場合は、後記 5 (輸入申告等変更) により、当該検査指定の取消しが行われるので留意すること。

(1) 輸入申告等変更事項の登録

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告変更事項登録」業務（業務コード：IDA01）を利用して、申告等番号、輸入申告等により申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

なお、前記1（1）イ（呼出しによらない方法）に準じて、システムに登録されている貨物情報を利用することができる。

ロ 呼出しによる方法

「輸入申告変更事項呼出し」業務（業務コード：IDD）を利用して、申告等番号を入力し送信することにより、システムに登録されている輸入申告等の内容が、「輸入申告変更事項登録情報」等として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

※「輸入申告変更事項登録情報」等

- ・「輸入申告変更事項登録情報」（出力情報コード：SAD4242）
- ・「輸入（引取）申告変更事項登録情報」（出力情報コード：SAD4252）
- ・「輸入（引取・特例）申告変更事項登録情報」（出力情報コード：SAD4262）
- ・「蔵出等輸入申告変更事項登録情報」（出力情報コード：SAD4272）
- ・「蔵入等承認申請変更事項登録情報」（出力情報コード：SAD4282）
- ・「蔵出輸入（引取・特例）申告変更事項登録情報」（出力情報コード：SAD6262）

(2) 出力情報

前記(1)（輸入申告等事項の変更）により、輸入申告等変更事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力条件
輸入申告等変更入力控情報 (注)	「申告等種別*」欄に以下のいずれかのコードを入力した場合。 「C」 (輸入申告 (申告納税)) 「F」 (輸入申告 (賦課課税)) 「J」 (輸入 (引取・特例) 申告) 「P」 (特例委託輸入 (引取・特例) 申告) 「S」 (蔵入承認申請) 「M」 (移入承認申請) 「A」 (総保入承認申請) 「G」 (展示等申告) 「K」 (蔵出輸入申告 (申告納税)) 「D」 (蔵出輸入申告 (賦課課税)) 「U」 (移出輸入申告 (申告納税)) 「L」 (移出輸入申告 (賦課課税)) 「B」 (総保出輸入申告 (申告納税)) 「E」 (総保出輸入申告 (賦課課税)) 「R」 (蔵出輸入 (引取・特例) 申告)

輸入（引取）申告変更入力控情報（注）	「申告等種別＊」欄に「H」（輸入（引取）申告）又は「N」（特例委託輸入（引取）申告）を入力した場合。
--------------------	--

（注）出力情報コードについては、別紙3（入力控情報）を参照すること。

5 輸入申告等変更

(1) 輸入申告等変更

前記4（1）（輸入申告等変更事項の登録）により輸入申告等変更事項を登録した通関業者等は、当該変更事項登録の応答画面の出力内容又は前記4（2）（出力情報）で配信された出力情報を利用して申告変更の内容を審査のうえ、次により輸入申告等変更をシステムに登録する。

ただし、特例委託輸入（引取）申告及び特例委託輸入（引取・特例）申告については認定通関業者が変更する必要がある。

輸入申告等変更の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

また、輸入申告等変更を輸入申告等先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

イ 「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）を利用する方法

「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 （入力画面）	内容
申告等番号 （「申告等番号＊」欄）	申告等番号を必須入力する。
訂正票出力識別 （「訂正票出力識別」欄）	税関に後記(2)（輸入申告等変更の受理及び通知）の情報を配信する場合はあらかじめ税関の了承を得たうえで、「P」を入力する。

ロ 「輸入申告変更事項登録」業務（業務コード：IDA01）の応答画面を利用する方法

前記4（1）（輸入申告等変更事項の登録）により輸入申告等変更事項を登録した場合は、前記4（2）（出力情報）で配信された情報が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、必要に応じて「訂正票出力識別」欄を入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」の入力方法については、前記イ（「輸入申告変更」業務（業務コード：IDE）を利用する方法）に準ずる。

(2) 輸入申告等変更の受理及び通知

前記(1)（輸入申告等変更）により、輸入申告等変更が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入申告変更控	別紙5（申告（変更）控情報）参照	「申告等種別＊」欄に「C」（輸入申告（申告納税））又は「F」（輸入申告（賦課課税））を入力し、「BP申請事由」欄	通関業者等 税関（通関担当部門）（注1）

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
		を入力しなかった場合。	
蔵出輸入申告変更 控		「申告等種別*」欄に「K」（蔵出輸 入申告（申告納税））又は「D」（蔵出輸 入申告（賦課課税））を入力し、「BP申 請事由」欄を入力しなかった場合。	
移出輸入申告変更 控		「申告等種別*」欄に「U」（移出輸 入申告（申告納税））又は「L」（移出輸 入申告（賦課課税））を入力し、「BP申 請事由」欄を入力しなかった場合。	
総保出輸入申告変 更控		「申告等種別*」欄に「B」（総保出 輸入申告（申告納税））又は「E」（総保 出輸入申告（賦課課税））を入力し、「B P申請事由」欄を入力しなかった場合。	
輸入許可前貨物引 取承認申請変更控		「申告等種別*」欄に「C」（輸入申 告（申告納税））を入力し、「BP申請事 由」欄を入力した場合。	
蔵出輸入許可前貨 物引取承認申請変 更控		「申告等種別*」欄に「K」（蔵出輸 入申告（申告納税））を入力し、「BP申 請事由」欄を入力した場合。	
移出輸入許可前貨 物引取承認申請変 更控		「申告等種別*」欄に「U」（移出輸 入申告（申告納税））を入力し、「BP申 請事由」欄を入力した場合。	
総保出輸入許可前 貨物引取承認申請 変更控		「申告等種別*」欄に「B」（総保出 輸入申告（申告納税））を入力し、「BP 申請事由」欄を入力した場合。	
蔵入承認申請変更 控		「申告等種別*」欄に「S」（蔵入承 認申請）を入力した場合。	
移入承認申請変更 控		「申告等種別*」欄に「M」（移入承 認申請）を入力した場合。	
総保入承認申請変 更控		「申告等種別*」欄に「A」（総保入 承認申請）を入力した場合。	
展示等申告変更控		「申告等種別*」欄に「G」（展示等 申告）を入力した場合。	
輸入（引取）申告 変更控		「申告等種別*」欄に「H」（輸入（引 取）申告）、「N」（特例委託輸入（引 取）申告）、「J」（輸入（引取・特例） 申告）又は「P」（特例委託輸入（引取・ 特例）申告）を入力した場合。	

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
蔵出輸入（引取・特例）申告控		「申告等種別＊」欄に「R」（蔵出輸入（引取・特例）申告）を入力した場合。	
口座引落予定額等 通知情報（注2）	SAF0040	「納付方法」欄に次のいずれかのコードを入力した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・「E」（リアルタイム口座振替（口座振替前に通関業者等に税額等を通知する場合）） ・「S」（リアルタイム口座振替（口座振替前に通関業者及び輸入者に税額等を通知する場合）） 	通関業者等
検査取消票	SAD6300	検査指定されている場合であって、検査を実施する官署が変更となる場合。	通関業者等 検査立会者（注3） 蔵置場（注4）
原産地証明書情報 登録通知情報	CAD0490	「輸入承認証等」欄左に「GENS」又は「GENN」（原産地証明書番号等）を入力した場合。	税関 （通関担当部門）
減免戻し税等明細書 通知情報（標本・ 学術研究用品等、 寄贈物品免税明細 書/T-1220号）	CAD0600	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」（減免戻し税等明細書番号等）を入力した場合。	通関業等（注5） 税関 （通関担当部門）
減免戻し税等明細書 通知情報（博覧会 等における使用物 品免税明細書/T- 1240号）	CAD0610	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」（減免戻し税等明細書番号等）を入力した場合。	通関業等（注5） 税関 （通関担当部門）
減免戻し税等明細書 通知情報（機械類 等免税明細書/T- 1270号）	CAD0620	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」（減免戻し税等明細書番号等）を入力した場合。	通関業等（注5） 税関 （通関担当部門）
減免戻し税等明細書 通知情報（自動車 等の引越荷物免税 申請書/T-1280号）	CAD0630	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」（減免戻し税等明細書番号等）を入力した場合。	通関業等（注5） 税関 （通関担当部門）
減免戻し税等明細書 通知情報（再輸	CAD0640	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」（減免戻し税等明細書番号等）を入力し	通関業等（注5） 税関

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
出貨物減免税明細書/T-1340号)		た場合。	(通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(軽減税率等適用明細書/T-1670号)	CAD0650	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注5) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書/T-1100号)	CAD0660	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注5) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(製造用原料品譲許の便益の適用明細書/P-1100号)	CAD0670	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	通関業等(注5) 税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書/T-1220号)	CAD1250	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(博覧会等における使用物品免税明細書/T-1240号)	CAD1260	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(機械類等免税明細書/T-1270号)	CAD1270	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(自動車等の引越荷物免	CAD1280	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
税申請書(T-1280号)			
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(再輸出貨物減免税明細書/T-1340号)	CAD1290	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(軽減税率等適用明細書/T-1670号)	CAD1300	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書/T-1100号)	CAD1310	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)
減免戻し税等明細書通知情報(使用場所官署)(製造用原料品譲許の便益の適用明細書/P-1100号)	CAD1320	「輸入承認証等」欄左に「GKNO」(減免戻し税等明細書番号等)を入力した場合。	税関 (通関担当部門)

(注1) 「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合に限る。

(注2) ① 他法令未済等により保留となっている場合は保留解除後に配信される。

② 配信後は「リアルタイム口座引落とし依頼」業務(業務コード:ROW)によりリアルタイム口座振替を行う必要があるので留意すること。

(注3) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(注4) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注5) 輸入申告の申告者(「輸入申告(IDC)」業務の入力者)と減免戻し税等明細書登録(GKA)業務の入力者が異なる場合には、両方に出力する。

(3) 輸入申告等変更に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出

前記(2)(輸入申告等変更の受理及び通知)により輸入申告等変更が受理された場合は、当該輸入申告等内容の変更に係る運送先一覧表(電子ファイルにより提出できない場合に限る。)及び関係書類等に、変更後の輸入申告番号等を付記し、当初輸入申告(再変更のときは直前の変更)にお

いて配信された納付書がある場合は、その納付書も添付して、速やかに輸入申告等を行った税関（通関担当部門）に提出する。関係書類のうち原本性の確認が必要な書類等が存在する場合は、輸入申告等変更控の「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が表示されることから参考とすること。

ただし、運送先一覧表及び関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、前記3(3)ニ（電子ファイルによる提出）に準じて行うこととし、当初輸入申告（再変更のときは直前の変更）において配信された納付書がある場合は、その納付書を速やかに輸入申告等を行った税関（通関担当部門）に提出する。

6 システムにより他法令に係る許可及び承認等を証明する場合の入力方法等

(1) リンク付けに係る処理

食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に係る手続（以下この項において「他法令手続」という。）が必要とされる貨物に係る輸入申告等について、当該他法令手続に係る許可又は承認等の証明をシステムを使用して行う場合は、輸入申告等と他法令手続について「共通管理番号」（注）をキーとしたリンク付けをする必要がある。

この場合における共通管理番号の取得及びリンク付けの登録は、次により行う。

なお、リンク付けは上記他法令手続に係る関連省庁業務毎に最大99申請まですることができる。

（注）共通管理番号とは、同一貨物に係る輸入申告等と他法令手続とを関連付ける（リンク付ける）ためのキーとなる番号であり、システムにより払い出される。

（共通管理番号の番号体系）

- ① 1桁目 : 識別コード（「K」固定）
- ② 2桁目から9桁目 : システムから自動的に払い出される番号
- ③ 10桁目 : チェック・デジット（2桁目から9桁目までを対象）

（例）K 00000001 1

① ② ③

イ 共通管理番号の取得方法

「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）を関連省庁業務の事項登録よりも前にする場合は、前記1(1)イ（呼出しによらない方法）の入力において、「他法令」欄に該当する他法令コードを「食品」欄、「植防」欄又は「動検」欄にリンク数が1件の場合は「Y」を入力し、2件から99件までの場合はその件数をそれぞれ入力し、送信することにより、共通管理番号が払い出されることから、関連省庁業務の事項登録において、払い出された共通管理番号を入力する。

なお、複数の他法令手続が必要とされる場合であっても、輸入申告等とのリンク付けは全て同一の共通管理番号により行われる。

ロ 共通管理番号の登録

関連省庁業務の事項登録を「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）よりも前にしている場合は、前記1(1)（輸入申告等事項の登録）の入力において、「他法令」欄に該当する他法令コードを、「共通管理番号」欄に関連省庁業務の事項登録で払い出された共通管理番号を、「食品」欄、「植防」欄又は「動検」欄に、リンク数が1の場合は「Y」を入力し、2から

99 までの場合はその数字を入力する。なお、この場合には、輸出入者コード及びB/L番号（輸出入者コードを有しない輸入者の場合は、輸入者名及びB/L番号）は同一である必要があることから留意すること。

ハ 共通管理番号を変更する場合

輸入申告等事項登録、輸入申告等変更事項登録、輸入申告又は輸入申告変更により登録された共通管理番号を変更する場合は、これらの情報に係る変更を登録する際に「共通管理番号」（「共通管理番号」欄）に別途取得済みの共通管理番号を上書き入力し、該当する「食品」欄、「植防」欄又は「動検」欄にリンク数が1件の場合は「Y」を入力し、2件から99件までの場合はその件数を入力する。

なお、変更においては、輸出入者コード（輸出入者コードを有しない輸入者の場合は輸入者名）及びB/L番号等が同一である必要があることから留意すること。

共通管理番号を取り消し、新たな共通管理番号を取得する場合は、輸入申告事項の変更により、「共通管理番号」欄には入力することなく、該当する「食品」欄、「植防」欄又は「動検」欄にリンク数が1件の場合は「Y」を入力し、2件から99件までの場合はその件数を入力する。

ニ 共通管理番号を取り消す場合（リンクの取消し）

共通管理番号を取り消す場合は、「共通管理番号」欄に共通管理番号を入力し、該当する「食品」欄、「植防」欄「動検」欄に「N」を入力する。

(2) 輸入申告等に係る処理

システムにより他法令手続の証明を行う輸入申告等について、審査終了がシステムに登録された場合（審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合を含む。）において、他法令手続に係る許可又は承認等がされていないときは、「他法令未済等確認情報」（出力情報コード：SAD4372）が通関業者等に配信され、当該輸入申告等に係る以後の処理が保留されることから、「他法令未済等確認情報」（出力情報コード：SAD4372）が配信された場合は、保留された他法令に係る手続状況を確認し、次により処理する。

イ 手続状況が「WA」（承認等入力未済）による保留又は届出未済による保留の場合

システムを使用した他法令手続に係る証明の確認が行われた時点で、保留が解除され、以後の処理が行われる。

なお、当該確認が税関の開庁時間外に行われた場合には、次の時に解除される。

(イ) 時間外執務要請届の提出を行っていないときは、当該確認後最初に到来する午前8時30分以降（ただし、行政機関の休日である場合（休日に開庁している官署である場合を含む。）は、翌平日の午前8時30分以降。）。

(ロ) 当該確認の前に時間外執務要請届の提出を行っていたときは、当該確認時。

(ハ) 当該確認後、時間外執務要請届の提出を行ったときは、当該届出を受けて税関がその旨及び保留解除をシステムに登録した時。

ロ 手続状況が「NG」（不承認又は不合格）（食品衛生法については「PT」（一部承認）を含む。）による保留の場合

当該輸入申告等について、システムを使用した他法令手続の証明を行うことはできないため、輸入申告を行った税関（通関担当部門）に連絡のうえ、所要の手続を行う。